

● 遺産分割の前提問題

(1) 意義

遺産分割の前提問題とは遺産分割手続の進行に当たり、分割方法を定める前に解決しておかなければならない問題である。その例として、

以下の4つの争いを挙げることができる。すなわち、

- ① 相続人の範囲
- ② 遺言書の効力又は解釈
- ③ 遺産分割協議(書)の効力
- ④ 遺産の帰属

についての争いである。

(2) 相続人の範囲についての争い

相続人の範囲は、通常は戸籍謄本によって明らかになる。しかし戸籍の記載と実際の相続人の範囲とが一致しない場合として、

- ① 身分関係の形成に関する事項(婚姻取消し離婚取消し縁組取消し、離縁取消し認知、認知の取消し及び嫡出否認など)
- ② 相続人たる地位の形成に関する事項(推定相続人廃除及びその取消し)
- ③ 相続人の死亡に関する事項(失踪宣告及びその取消し)
- ④ 身分関係の確認に関する事項(婚姻無効、離婚無効、縁組無効、離縁無効及び親子関係不存在など)

がある。これらの事項のうち①から③については判決あるいは審判が確定してはじめてその法律関係が形成・確定されるから、調停における合意の対象とする余地はない。他方、④については、家庭裁判所が前提問題として判断することはできるが、審判において判断をしても、訴訟等により審判と異なる判断が確定した場合には、訴訟等の判断が優先するので、家庭裁判所の審判は効力を失い最終的な解決につながらないことになる。そこで、遺産分割事件の処理方法としては調停事件をそのまま進行させずに家事審判法23条による審判又は人事訴訟による解決を促している。

(3) 遺言書の効力又は解釈についての争い

- ① 遺産について相続人に「相続させる」旨の遺言がある場合

特定の遺産について「相続させる」旨の遺言がされているときは、直ちに当該相続人に相続により所有権が帰属することになるため、遺産分割の対象となる遺産ではなくなる。また、すべての遺産について「相続させる」旨の遺言がされている場合には遺産分割の対象となる遺産が存在しないことになる。したがって、実務では、申立人に遺産分割申立事件の取下げを促している。

- ② 遺産を特定の者(相続人も含む。)に「遺贈」する旨の遺言がある場合

遺贈の対象となった財産は、遺産分割の対象となる遺産ではなくなる。また、すべての遺産が「遺贈」されている場合は遺産分割の対象となる遺産が存在しないことになる。したがって、実務では申立人に遺産分割申立事件の取下げを促している。

- ③ 遺言の有効性に争いがある場合

遺言の有効性に争いがあり、当事者の合意で解決することができない場合には、遺言無効の確認等の民事訴訟で有効性の判断について確定する必要がある。実務では、申立人に遺産分割申立事件の取下げを促している。他方、遺言の効力を争わなければ遺留分減殺請求の問題となる。

遺言によって遺留分を侵害された共同相続人がいる場合、遺留分権利者からの遺留分減殺請求がなされることがあるが遺留分減殺に基づく物件返還請求は、一般調停事件であって遺産分割事件ではない。

- ④ 遺言の解釈に争いがある場合

遺言の解釈(遺産の範囲など)に争いがある場合にも、民事訴訟により確定する必要がある。自筆の遺言書にはいかなる分割方法を定めたのか趣旨不明のものがあるため、その解釈をめぐる争いが家庭裁判所に持ち込まれる。実務では申立人に遺産分割申立事件の取下げを促している。

- ⑤ 遺言の効力についての調停条項

遺言を無効(有効)とする旨の合意が成立した場合,訴訟事項に関する合意であり,成立した調停の効力(調停)上の和解と同様に原則として既判力を有すると解される。

(4) 遺産分割協議(書)の効力についての争い

① 遺産分割協議が有効に成立している場合

相続人間で遺産分割協議が有効に成立している場合には,その遺産については分割が終了していることになり,遺産分割の対象となる遺産が存在しないことになる。取下げがされない場合には,調停であれば「なさず」という処理をしている。また,遺産分割協議が有効であると主張している者と,その効力を争う者がいる場合は,民事訴訟で有効性の判断について確定する必要がある。

② 審判中に遺産分割協議書が出てきた場合

また,審判で遺産分割協議書が出てきた場合,申立人が取り下げをしないときは「却下」という処理をしている。

③ 遺産分割協議(書)の効力に関する争いがある場合

遺産分割協議(書)の効力に関する争いがあり,当事者の合意で解決することができない場合には遺産分割協議(書)無効の確認等の民事訴訟で有効性の判断について確定する必要がある。実務では,申立人に遺産分割申立事件の取下げを促している。

④ 遺産分割協議の効力についての調停条項

遺産分割協議の無効(有効)に関し合意が成立した場合,訴訟事項に関する合意であり,成立した調停の効力は訴訟上の和解と同様に原則として既判力を有すると解されている。

⑤ 遺産分割の合意解除

遺産分割協議がされていると,遺産分割は再度行うことはできない。しかし相続人全員が以前の協議を合意解除するのであれば,改めて分割協議することができる。

⑥ 共同相続人の一人がなした遺産分割前の相続登記(共有登記)と遺産分割との関係

遺産分割が完了するまでの間,相続人の一人が勝手に遺産を処分しないようにするため,共同相続人の一人の単独申請であっても,共同相続人全員を登記権利者とし,各自が法定相続分を共有持分として登記申請手続をすることが認められている。これは,単独申請であっても,全相続人のためにする行為,つまり共有者の一人が行う共有物に対する保存行為とみなされるからである。

(5) 遺産の帰属についての争い

① 問題点

遺産の帰属(例えば預貯金の存否,預貯金及び現金の金額,不動産が遺産であるかどうかなど)についての争いが生じた場合,それは実体法上の権利関係の有無をめぐる紛争であるから,最終的には民事訴訟手続によって確定されるべきものである。しかし調停・審判手続において,このように審判の前提要件となる事実ないし権利の存否について争いがある場合,家庭裁判所が,審判手続で判断できるか否かにつき,問題となる。

② 判例

判例は前提問題に争いがある場合,常に民事訴訟による判決の確定を待つて遺産分割の審判をすべきものというのではなく,家庭裁判所が,審判手続において前提事項の存否を審理判断した上で,分割の処分を行うことも差し支えないとしている。

③ 実務

遺産の帰属に争いがある場合には家庭裁判所としては遺産の帰属について,民事訴訟で確定していただくようお願いをしている。

【視点】

ア 民事訴訟による解決は実体的権利義務の存否の確定を図るものであるから,その解決には既判力が生じるが,審判においては既判力がない。

イ 対象財産が遺産であるかどうか確定しないまま,仮定の上に協議を重ねても,双方の思惑が異なって議論がかみ合わないのが通常である。

(6) 前提問題に関する断訟が提起されている場合等の措置

前提問題について争いがある場合の措置

前提問題に争いがあり、訴訟が係属し、又は訴訟の提起が見込まれる場合において、訴訟による解決を先行させるのが相当であると認められるときは、どのような措置を採るべきか。

【解説】

- 1 申立人に取下げの勧告をする。訴訟が係属し、又は訴訟の提起が見込まれる場合においては、解決するまでの間、遺産分割手続を進めることが適当ではないので、実務では、申立人に遺産分割申立事件の取下げを促している。
- 2 申立人が取下げの勧告に応じないときは、審判に移行した上で、分割禁止の審判をする(民 907 条 3 項)。
- 3 申立人が取下げの勧告に応じずかつ、分割禁止の審判をしない事件については、2 か月に 1 回の割合で期日を開き、当事者に訴訟事件の経過を報告させる。
- 4 不起訴合意の上で審判手続を続ける。
- 5 前提問題の訴訟に長期間を要するとき、あるいはそれが予想されるとき、一部の遺産分割をすることも考えられる。
- 6 調停をしない措置(家審規 138 条)。

● 遺産分割に関連する付随問題

(1) 付随問題の意義

遺産分割調停事件では、相続人間に派生する様々な法的紛争が手続の中に持ち込まれ調停紛糾の原因となる。遺産分割に付随した法的紛争を付随問題という。

(2) 付随問題の例

実務上、遺産分割調停事件において、しばしば登場し、長期化の原因となる付随問題は以下の問題である。

- ① 使途不明金に関する問題
- ② 葬儀費用ないし遺産管理費用の清算の問題
- ③ 遺産収益(相続開始後の賃料配当金など)の分配の問題
- ④ 相続債務の整理・分担の問題
- ⑤ 相続人固有の共有持分の問題(被相続人との共有不動産)
- ⑥ 遺言の執行をめぐる問題
- ⑦ 同族会社の経営権をめぐる問題
- ⑧ 老親の扶養・介護をめぐる問題
- ⑨ 遺産土地の境界・通行をめぐる問題
- ⑩ 金銭貸借に関する問題
- ⑪ 祭祀承継の問題

(3) 付随問題についての基本的な対応

付随問題は、遺産分割審判の対象ではない。ただし、当事者全員の合意があれば調停手続の中で解決することが可能である。しかし付随問題をメインとして調停を進行してしまうと、最終的に合意ができない場合には、審判事項ではないため、結果的に無駄な調停期日を重ねるだけになってしまうことにもなりかねない。そこで、付随問題については話し合う調停期日の 3 回程度とするなど、その回数を制限しその旨を当事者にも告知するのが相当である。

(4) 使途不明金の問題

使途不明金の問題は相続人の一人が無断で、①被相続人の死亡直前に被相続人名義の預貯金を引き出してしまう場合や②被相続人の死亡後に被相続人名義の預貯金口座から金員を引き出してしまう場合に生ずる。このように被相続人の預貯金が無断で払い戻され特定の相続人が取得した場合は不法行為又は不当利得の問題であり、訴訟事項であって、遺産分割審判では採り上げることはできない。

(5) 葬儀費用の問題

葬儀費用(通夜・告別式・火葬等の過程で要する費用)は、相続開始後に生じた債務であり、また、一次的には祭祀主宰者(家主)が負担することとなり、相続財産に関する費用ともいえないから、その支出金額や分担に

ついて争いがある、調停の中で調整を図ることができなければ、民事訴訟手続で解決されることになる。また、香典は死者への弔意、遺族へのなぐさめ、葬儀費用など遺族の経済的負担の軽減などを目的とする祭祀主宰者や遺族への贈与であるから、遺産分割の対象とはならない。ただし、当事者全員の合意により、香典を考慮して調停を成立させることは可能である。なお、香典は慣習上香典返しに充てられる部分を控除した残余につき葬儀費用に充てられるが、なお残余金が生じた場合は葬儀主宰者に帰属すると解する見解と相続人に帰属するとの見解がある。

(6) 遺産管理費用の清算の問題

① 遺産管理費用

具体的に問題となるものとしては、固定資産税などの公租公課、遺産が賃借権であるときの賃料(地代)、家屋の修理費・改築費、土地改良費、火災保険料の支払遺産の貸借人に対する立退料などがある。

② 遺産管理費用についての見解

遺産管理費用が遺産分割の対象となるかにつき、学説は積極説、消極説、折衷説に分かれている。裁判例も一致していない。

ア 積極説

遺産管理費用は、相続財産に関する費用に当たるので、相続財産の負担として、遺産分割に際して、遺産から清算されるべきである。

イ 消極説

遺産管理費用は、相続開始後に生じたもので、遺産とは別個のものであるから、遺産分割の対象とならない。共同相続人が相続分に応じて負担すべきであり、管理費用を支出した者と相続人との間では、民事訴訟により解決すべきである。

ウ 折衷説

遺産管理費用は相続財産とは別個の性質のものであるが遺産分割の特殊性から、当事者が遺産分割の対象とすることに合意した場合は遺産分割調停の対象としてもよい。しかし、相続人間で意見の調整がつかないときには分割の対象から外し調停の対象からも外して別途民事訴訟で解決することになる。

③ 実務

実務は折衷説に従った運用をしている。遺産管理費用は、相続開始後に生じた債務負担の問題であるから、遺産とは別個の性質のものである。したがって、その支出金額や分担について争いがある、調停の中で調整を図ることができなければそれは民事訴訟手続で解決されることになる。しかし、管理費用を遺産分割調停の手続の中で清算する旨の合意が相続人間であれば管理費用を考慮することができる。また遺産分割審判においては遺産管理費用は遺産ではないから、審判の対象とはならない。

(7) 遺産収益(相続開始後の賃料、配当金など)の分配の問題

実務では果実及び収益が、遺産とは別個の共同相続人間の共有財産であることを前提としつつ(最一小判平成17年9月8日)、当事者全員がこれを遺産分割の対象とする旨の合意をした場合には遺産分割対象に含めることができる(東京高決昭和63年1月14日)とする運用をしている。

(8) 相続債務の整理・分担の問題

調停実務において、相続人の一人が遺産を単独で取得する代わりに債務も全額負担する内容の協議が成立することがあるが、その場合、債権者(金融機関など)が承諾しない限り、他の相続人が債務の負担を免れることはできないので、調停成立前に債権者へ承諾できるか確認をしてもらう。

【最一小判昭和34年6月19日】

「債権者が死亡し、相続人が数人ある場合に被相続人の金銭債務その他の可分債務は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じてこれを承継するものと解すべきである。」

【調停における留意点】

遺産中に債務が含まれる事案がある。このようなケースは、被相続人が同族会社を経営していた場合に多く、被相続人の事業を継承する相続人は、債務の分担をする代わりに主要な遺産の取得を希望し一方、被相続人の事業を継承しない相続人は、債務を分担することは望まないが、プラスの財産だけは相続分に見合うもの

を取得したいと希望し調停が紛糾することがある。調停段階では相続債務の整理ないし分担の問題も、積極財産の分配と絡めて採り上げられるが、審判では積極財産のみを対象として分割することとなる。

(9) 相続人固有の共有持分の問題(被相続人との共有不動産)

被相続人の持分と相続人らの固有の共有持分を含めた解決は、調停でなければならない。

例 遺産分割による固有持分を含めた共有関係の解消

Q 被相続人Aが死亡して、妻Wと子B・Cが相続した。3人は、遺産分割協議により遺産不動産を法定相続分の割合で共有取得した。しかし、その後Wも死亡した。Wの遺産分割において、Bは、Wの持分に併せてCの持分をも取得したい旨希望している。どのような遺産分割をすべきか。

【解説】

被相続人Aの相続に際し、不動産を配偶者と子らで共有取得したのち、妻Wが死亡する場合がある。この遺産分割では、当該不動産の被相続人Wの持分4分の2のみが分割対象財産であるが、この際、相続人ら固有の持分も共有関係を一挙に解消したいということがある。この場合、相続人ら固有の持分をも含めた解決は、調停でなければならない。相続人ら固有の持分の共有関係の解消は民法上の共有物分割となり(民256条)、その部分は審判手続には移行しない。

※ 調停では、C持分のBへの贈与等の合意及び持分移転登記手続を、遺産分割の調停条項に盛り込むことは可能である。また、他の遺産をCが取得したことによる代償として持分移転することも許される。

【最一小判平成20年12月11日】

「遺産分割調停調書に相続人が遺産取得の代償としてその所有する建物を他の相続人に譲渡する旨の条項がある場合において、……

本件条項による合意は、上告人が遺産分割によって被相続人の遺産である土地を取得する代償として本件建物を本件譲受相続人に譲渡することを内容とするものであり、その譲渡は代償金支払義務があることを前提としてその支払に代えて行われるものとはされておらず、また、本件建物の譲渡自体について本件譲受相続人から上告人に対して反対給付が行われるものとはされていないというのであるから、上記の合意は上告人が本件譲受相続人に対し遺産取得の代償として本件建物を無償で譲渡することを内容とするものであるといえることができる。

そうすると、本件調書中の本件条項の記載は、登記の原因となる法律行為の特定に欠けるところがなく、当該法律行為を証する情報といえることができるから、登記原因証明情報の提供を欠くことを理由に本件申請を却下した本件処分は違法というべきである。」

(10) 遺言の執行をめぐる問題

遺言書が存在するが、遺言書を作成した当時と相続開始時で相続人の範囲や遺産の内容に変化があり、遺言の執行が事実上困難な場合がある。

共同相続人間における相続財産の分配のやり直しの問題は「遺産分割後の紛争調整」ないし「親族間の紛争調整」として一般調停事件になるにすぎない。結局、遺産分割事件の対象となるのは遺言書に記載のない未分割の財産だけである。

(11) 同族会社の経営権をめぐる問題

被相続人の個人会社に対する株式(いわゆる自社株)が相続財産である場合、会社の経営権(経営の主体が誰になるのか、これから経営を行うのは誰が適当であるか)も分割方法に絡めて協議の対象となる。しかし同族会社の経営権をめぐる問題は遺産分割とは別個の問題として扱うのが相当である。

(12) 老親の扶養・介護をめぐる問題

遺産の分割と扶養とは別個の問題であり、調停においてはこれを切り離して解決するのが相当である。高齢の母の面倒を見る代わりに相続分を超える多くの遺産を取得するという内容の調停が成立することがある。しかし、その後に扶養の義務を履行しないこともあり、その際、遺産分割協議の効力が争われるなど問題が生じることも少なくない。

(13) 遺産土地の境界・通行をめぐる問題

遺産土地と相続人固有の土地との間に境界の争いがある場合、それは遺産の範囲の問題であるから、争いが

あれば訴訟による解決を先行させざるを得ない。

土地を現物で分割する際に公道に通じる道路の確保の問題で調停が難行することもある。遺産外の土地をも含めないと合理的な解決を図ることができない場合もある。この場合、遺産外の土地をも含めた解決は調停でなければならない。

(14) 金銭貸借に関する問題

被相続人と相続人間の金銭貸借は相続財産の債権債務の問題である。

また、相続人同士の金銭貸借も、遺産分割外の問題である。

(15) 祭祀承継の問題

① 祭祀財産

系譜、祭具、墳墓の3種類のことを指す。

系譜とは、家系図などをいい、祭具とは、位牌、仏壇などの祭祀・礼拝に使用されるもの、墳墓とは、墓石・墓碑など、遺体や遺骨を葬っている設備をいう。

② 遺産分割の対象の可否

祭祀財産は、祖先の祭祀の主宰者に帰属する(民897条)。したがって、遺産分割の対象とはならない。祭祀の主宰者は第1に被相続人の指定により、第2に慣習により、第3に家庭裁判所の審判により(家審9条1項乙類6号)定まる。

③ 留意点

ア 祖先祭具等は、相続財産の中に算入されない。したがって、相続分や遺留分、特別受益等の問題も起こらない。

イ 祖先祭具等の承継については、承認や放棄の制度はない。祭祀主宰者とされた者は権利を放棄したり、辞退したりすることができない。しかし承継したところで、祭祀を行う義務を課されるわけではない。

ウ 祖先祭具を分割して複数の者が承継することも認められる。

(16) 遺骨

遺体・遺骨の所有権の帰属者については判例(最三小判平成元年7月18日)は、「慣習上の祭祀主宰者に遺骨が帰属する。」と判示している。

● 遺産分割手続が長期化する事例

(1) 前提問題の未解決事例

- ① 遺言の効力をあえて不明確にしたまま進行させている結果、常に仮定の議論に終始して空転している事例
- ② 分割対象財産を不明確にしたまま進行させている結果、当事者が思惑の議論に終始して空転している事例
- ③ 当事者が遺産隠しの疑念に固執し実質的な進ちょくが見られない事例

(2) 法的主張の応酬

寄与分、特別受益その他の法的主張について、早期に適切な方向付けがされなかったため、いたずらに抗争化し、空転している事例がある。

(3) 主題の逆転

債務処理、同族会社の経営等の付随問題が主題化してしまった結果、本来の分割問題が座礁していることがある。

(4) 導入の失敗

- ① 多数当事者事案において、準備的な意向調整(当事者のスリム化)を行わなかったことにより、以後の調整が混乱を来すことがある。
- ② 著しい感情対立、当事者の性格等の調停進行の阻害事由により進行困難が予想される事案について、必要な導入調整を行わなかったため、致命的な感情対立、出頭拒否又は裁判所への不信ないし非協力を招き、手続が空転することがある。

(5) 当事者の不熱心

当事者の自助努力の欠如を過度に許容してしまったため、当事者が必要な調査, 検討等を行わず, 手続が空転していることがある。

(6) 進行状態の把握の不足

家事審判官載事件を調停委員に任せっきりにしてしまい進行上の問題が生じているにもかかわらず, 適切な措置を講じていない例もある。

(7) 放置事例

- ① 前提問題の確定のため訴訟が提起されたが, その訴訟の完結待ちの状態のまま事実上手続が中止しているもの
- ② 進行に困難を来した事件について何らの措置も加えず, 期日を「追って指定」として事実上手続が中止しているもの